

# おんじゆく

2

1995年2月

第376号

千葉県御宿町役場

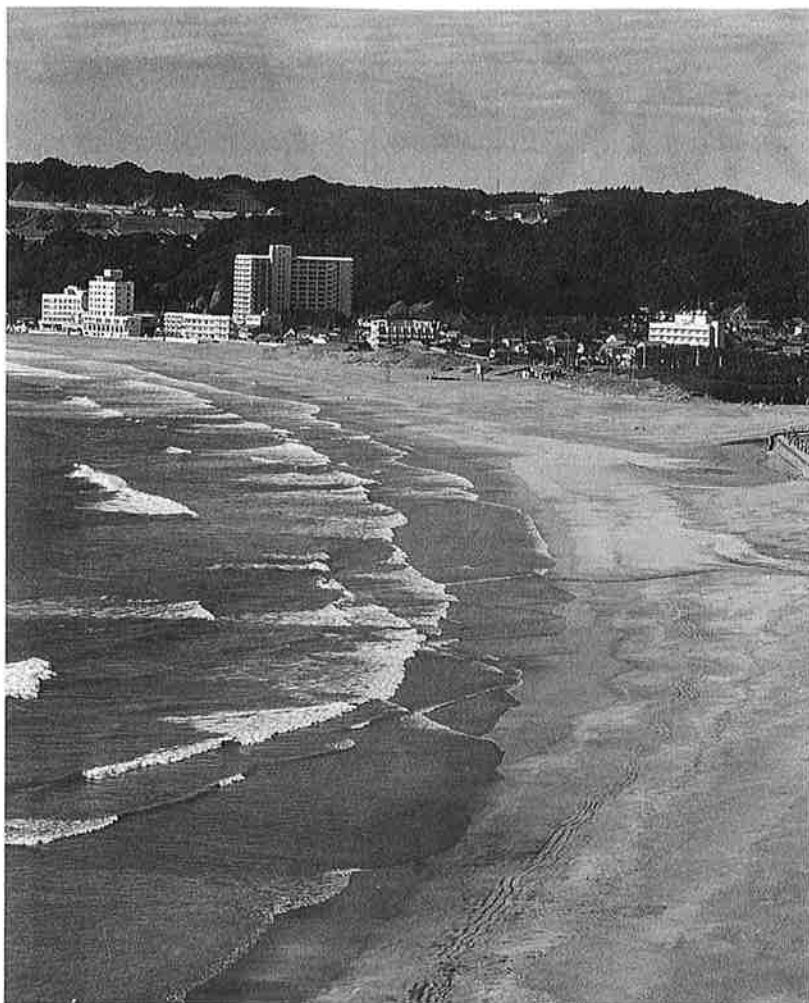


福 笑 い (高齢者ふれあい教室)

# 御宿町のきれいな

# 海浜環境を守る条例

二十一世紀に向けての取り組み



町の天恵の資産とも言える海浜

平成六年九月の町定例議会において、「御宿町のきれいな海浜環境を守る条例」が可決され、平成七年四月一日より施行されます。

町の天恵の資産とも言えるきれいな自然環境を生かした町づくりを目指します。

人々の諸活動によって汚染されがちな自然環境を保護し後世に継承していくためには、その世代に生きる人々の強い意志が働かねばなりません。

まもなく二十一世紀を迎えようとしています。本条例は、町民と行政が一体となって、さらにきれいな町づくりへ向けての基本軸として制定されました。

町民の皆さんには、二十年近い歴史をもつ町民清掃をはじめとしてあらゆる面できれ

いで住みよい町づくりにご協力をいただいています。ここであらためて条文化することにより、その目的を明確にし、きれいな意識がさらに広がることを願うものです。

豊かで活力ある町は、その地域の特徴を最大限に生かしたところに実現すると言われます。

御宿町は、昭和六十二年より「自然と産業が調和したマリリゾート」を指向し、諸施策をすすめています。「きれいな町」は、その土台となるべきものであると考えます。

ここに条例の全文を紹介し、主な内容について説明いたします。

## 内容の説明

○町を、海浜地域と環境美化対象地域に分けますが、条例の効力は町全域に及びます。

○本条例では、町及び町民の責務をうたっていますが、飲食料販売に関する事業者の協力については、規則でうたっています。自動販売機を設置する際は、空き缶などのごみの散乱を防止す

るため、必ず回収容器を備えつけなくてはなりません。

○禁止行為を行った場合は三万円以下の罰金となりますが、これは、口頭による注意、文章による命令を行っても守られなかった場合に適用されるものです。非衛生的な犬のふんの放置や、処理袋を携帯していない人を見かけたら、お互いに注意し、きちんと処理するよう改善していきましょう。

○環境美化推進委員は、衛生委員、清水川等浄化対策推進委員、花と緑の街づくり推進委員の皆さんに兼務していただきます。環境美化の日は、町民清掃日である毎月第三日曜日とします。

二十一世紀の町づくりは、常に創造的でありたいものです。きれいで住みよい町の創造は、私たち一人ひとりの自らの創造にかかわっていると思います。常に反省し、謙虚な心で物ごとに取り組んでいきたいと考えます。今後とも、町民の皆さんのご指導、ご協力を切にお願いいたします。

環境衛生課

御宿町のきれいな海浜環境を守る条例（平成六年九月二十一日条例第一七号）

（目的）

第一条 この条例は、町民及び町が一体となつてきれいな海浜環境を守るため、空き缶等のごみの散乱や、犬の排せつ物の放置を防止するとともに、清掃活動の充実により、環境美化の促進を図り清潔できれいな町づくりを目指すことを目的とする。

（基本理念）

第二条 青い海と、二kmにわたるきれいな砂浜に象徴される海浜環境は、御宿町の天恵の資産であり活力ある町づくりの源泉であることと深く認識し、町民の総意をもってこれらの資産を守り後世に継承するものとする。

（用語の意義）

第三条 海浜とは、網代湾及びそれに隣接する海岸砂地をいう。

二 環境美化対象地域とは、海浜以外の町内全域をいう。

ただし、自己所有地を除く。

三 町民等とは、町民、滞在者及び旅行者をいう。

四 空き缶等とは、空き缶、

空びん、紙くず、たばこの吸がら、その他のごみを含む。

五 犬の飼い主とは、犬を飼養し、又は保管する者をいう。

六 犬の排せつ物とは、主に犬のふんをいう。

（町の責務）

第四条 町は、きれいな海浜環境を守るため総合的な町づくり施策を策定し、これを実施しなければならない。

（町民等の責務）

第五条 町民等は、身近における環境美化活動に参加し、きれいな町づくり施策に協力しなければならない。

（清潔できれいな町づくり）

第六条 町民等は、町の実施する町民清掃に積極的に参加するものとする。

二 町は、年間を通じ、砂浜、道路、公園、駐車場などを清掃する環境整備員をおくことができる。

三 町は、犬の飼い主のマナー向上を図るため、飼い主に

犬の排せつ物処理袋及び用具を配布するものとする。

（禁止行為）

第七条 町民等は、海浜及び環境美化対象地域において、自ら生じさせた空き缶等をみだりに捨ててはならない。

二 犬の飼い主など犬を散歩運動させる者は、散歩運動時の犬の排せつ物を処理用袋等に入れて持ち帰らなくてはならない。

第八条 町長は、前条の規定の違反者に対し、空き缶等

の違反者に対し、空き缶等の違反者に対し、空き缶等

の違反者に対し、空き缶等の違反者に対し、空き缶等

（勧告及び命令）

二 町長は、前項の規定による勧告を受けたものがその勧告に従わない時は、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

（委任）

二 町長は、前項の規定による勧告を受けたものがその勧告に従わない時は、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

（環境美化推進委員）

第九条 町長は、環境美化促進のため環境美化推進委員を選定し、次の各号に掲げ

る事項の実施について協力を求めることができる。

(1) 海浜一帯の見回り、巡回活動

(2) 空き缶等ごみの散乱及び清掃活動状況の調査報告

(3) 河川等水環境状況の調査報告

(4) 公園等の草花、樹木の植栽状況の調査報告

（環境美化の日の設定）

第一〇条 町長は、環境美化について町民のより一層の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設ける。

（罰則）

第一一条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

（委任）

第一二条 この条例の施行に關し必要な事項は規則で定める。

附則（平成六年九月二十一日条例第一七号）

（施行期日）



## 御宿保育所で豆まき



2月3日の節分に、御宿保育所では園児たちが「豆まき」を行いました。

赤鬼や青鬼が登場すると、園児たちは用意していた豆を手に、「鬼は外、福は内」と元気よく鬼を追いかけました。

立春の前日の節分。季節の移り変わりを感じさせる1日でした。

## 増田明美さん来町

2月1日、公民館で「御宿町成人教養講座・生涯学習推進講演会」が行われました。

講師にスポーツライター・増田明美さんを迎えたこの講演会には、町民約310人が集まり大盛況となりました。

増田明美さんは、昭和39年に岬町で生まれ、成田高校入学後本格的に陸上を始め、平成元年の大阪国際女子マラソンを最後に引退するまで、ロサンゼルスオリンピックなどにも参加されました。

また、引退後はスポーツライターとして活躍されています。



タイリクバラタナゴを除去

## ミヤコタナゴを保護

1月25日、実谷地区でミヤコタナゴの保護増殖事業が行われました。

この事業は、県環境部が環境庁の委託を受けて行ったものです。

ミヤコタナゴは、国の天然記念物であり、平成6年には「絶滅の恐れがある国内希少野生動物種」に指定されました。御宿町は、その数少ないミヤコタナゴの生息地です。

そのミヤコタナゴが、移入種であるタイリクバラタナゴの生息域の拡大や昨年夏の渇水等のため、数が減少してしまいました。

今回の事業は、タイリクバラタナゴの除去を行い、ミヤコタナゴの安定的生息環境を確保するために行われました。

# 青年海外協力隊 最終回 体験記 (タンザニア)

## 「アサンテ・サーナ」

鶴岡 章子

### 愛しのタンザニア (後)

この翌日、私は首都へ向かい、帰国の準備をし、そして出発の当日を迎える。平成五年三月一日。

この日は協力隊の仲間と所属先の事務所長が空港まで見送りに来てくれた。所長とは、お互いの本音をぶつけ合い、けんかごしになったこともあったが、彼と最後に握手をした時、彼の大きな眼にたくさん

の涙がうかんでいた。

あの彼の涙も私の協力隊活動に対する評価の一つに思え、私の協力隊に賭けた情熱が、少しでも彼の心に残ってくれ、少しでも彼の心に届いてくれることを心に念じ別れをつげた。

さあ、いよいよ出発の時を迎える。今、まさにタンザニアを離れようとしていることが悲しくてたまらなかった。あんなに一生懸命がんばってきたことが、今は思い出し

てよみがえってくる。

タンザニアをこんなにも好きになれて帰ることができ、幸せを感じていた。タンザニアを好きになれたのも、二年三ヵ月間、こうして無事に任務を終了することができたのも、自分一人の力ではない。

現地のスタッフをはじめ、仕事で関わった人々、村人の皆さん、友人たち、日本の専門家の先生方、協力隊の事務所スタッフや隊員たち、友人、先輩、そして何より自分の支えになってくれたのが家族だった。

いつのまにか、筆不精の母からの手紙も五十通に及び、近くにいると当たり前の家族愛に、遠く離れてこそ初めて気づいた。

お世話になったすべての人々とタンザニア国への感謝の気持ちと、今後の繁栄を祈る気持ちでいっぱい私を乗せて、飛行機が離陸した。

私は何度も心の中で繰り返し叫んだ。「アサンテ・サーナ (ありがとう)、愛しのタンザニア。また逢う日まで」と...

青年海外協力隊・保健婦

(岩和田在住)

プレゼントは民族衣装用の布地でした



### 国民年金 だより

## 確定申告のとき 国民年金保険料を 忘れずに

所得税の確定申告の時期がきました。

皆さんは、国民年金の保険料が所得税から控除されることをご存知ですか。

平成六年一月から十二月までに納めた本人の保険料や、家族のために納めた保険料は全額社会保険料控除となり、

所得税・住民税が安くなります。平成六年一月から十二月までの保険料は、別紙のとおりです。

このほか、昨年中に納めた前納保険料、追納保険料なども控除の対象となりますので忘れずに申告してください。

住民課

### 定額保険料

平成6年1月～3月	1ヵ月	10,500円
平成6年4月～12月	1ヵ月	11,100円
1年分の保険料		131,400円

### 定額保険料と付加保険料

平成6年1月～3月	1ヵ月	10,900円
平成6年4月～12月	1ヵ月	11,500円
1年分の保険料		136,200円

# 役場職員

## 企業研修レポート③

町では、平成五年度から「企業研修」という職員研修制度をつくり、実施しています。

これは、職員を民間企業（おもにサービス業）に派遣して、その厳しさを体験させ、また、サービスのノウハウや仕事に対する取り組みなどを学ばせ、住民サービスに生かしていくというものです。

六年度は、二名の職員を企業研修に派遣しましたので、研修報告をいたします。

### 最小の経費で最大の利益を

斉藤 浩（税務課）

（研修先）

㈱ホテルニューオータニ

（期間）

平成六年九月五日～

十月三十一日

（研修のテーマ）

企業におけるコスト意識と接遇。

（私見）

バブル経済崩壊による景気低迷の続く今日、ホテル業界御三家の一つ、ホテルニューオータニも企業の三Kカット

による影響を受けていました。

企業による三Kカットとは、

一、交際費（接待でのレストラン等の使用）の制限。

二、交通費（出張に伴う宿泊等）の制限。

三、広告費（イベント、展示会等での宴会場の使用）

の制限。

の以上三つで、ホテル収入の

基幹である料飲、宿泊、宴会部門でイメージを受け減収を余儀なくされたそうです。

そこで実施されたのが組織変更に伴うリストラで、関連部門を統廃合することにより

中間管理職のポストを削り人件費削減を図り、一方で専門的な経費の見直しを行い削減に努めているとのことでした。

社員の運用面でもその傾向が見られ、部署の異動を活発に行いオールラウンドに使える人間を育て、最小限に近い人数で繁忙期には応援できるような体制で臨んでいました。

この研修中注目した点は、社員の教育と部署単位での連携で、教育では、全社員共通の言葉づかい、電話応対等の接遇のマニュアルやビデオによる研修、配属先での専門的な同様の研修が充実しており、また、その習熟度を発表させるコンテストや英検のような技能試験の実施により社員の意欲をかきたてていました。

連携ということでは、重要客やオータニクラブの会員の利用率が六割以上を占めるからか、そのお客様の嗜好品から部屋に備える品物、以前お受けしたクレームの内容等が情報として関係部署へと連絡されるような木目の細かいサービスがなされてきました。

今回の企業研修に参加して

### おはようございます

伊藤 広幸（総務課）

（研修先）

幕張プリンスホテル

（期間）

平成六年九月十九日～

十一月三十日

（内容）

宴会部宴会課、総務部用度課

（私見）

「おはようございます。」この言葉で私の研修は始まり

ました。

私は、研修の内示があった時、正直言って複雑な気持ちでした。それは、自分が担当する業務が、大きな事業に取り組み時期であったこと、また、役場に入る前は、サービ

感じたことは、一般企業の目的も行政の目的も同一で、最小の経費で最大の利益をということだと思えます。ホテルのサービス同様、住民意識がどこにあるのか常に模索し、より良い行政サービスができるよう精進していきたいと思

います。

ス業（営業職）に三年間勤めていたことです。

民間企業（サービス業）の経験があるという自分自身の殻の中で、ホテルに研修に行っ

て何を学んできたら良いのだろう。何を感じてきたら良いのだろう。と自分なりの目的が見つからないまま、研修第一日目を迎えました。

幕張プリンスホテルの社員の「おはようございます。」その一言、いつも耳にしている一言ですが、それまでのどれとも違い、複雑で不安な気持ちを、大きな希望へと変えてくれました。

何を学んで、何を感じてではなく、ここで見たり聞いたりすること全て吸収して、自分自身の向上につなげたいと思うようになりました。

私は、この研修で、宴会課と用度課に配属されました。

宴会課では、常時多くの社員を必要とするわけではないセクションです。このようなセクションでは、パーティーや婚礼のときに外部に委託し、人事上の諸問題に対応しています。

用度課では、ホテルの生鮮食料品から消耗品、備品にいたるまでのほとんどの仕入れを行い、お客様に最大のサービスをするために、安い(最低限の)コストでより良い品物を、各セクションに供給しています。

今日のホテル業界は、バブル崩壊の影響がつづき、経費削減が企業目標の上位に掲げられています。幕張プリンスホテルも例外ではありません。

しかし、こうした不況のなかにあっても、社員一人ひとりが、自分のすべきことを理解し、より良いサービスを心

掛け、活気あふれる職場づくりを推進していました。

私はこの研修で、今までに経験したことがない様々なことを、見たり聞いたりすることができました。

新しいものに接するたびに、役場の仕事に置き換えて、住民にどのようなサービスができるか、限られた予算でいかに町行政を向上させていけるかを考えていかなければいけないことに気づきました。

これまでの経験をもとに、町の職員の一人として、行政運営に反映できるように努力していきたいと思えます。

### おんじゆく俳壇

小野 玲子  
青き空捉らへんとして冬木立つ

河崎 康代  
雨少しこぼして過ぎぬ時雨雲  
岡田つる子  
短日と思ひながらの長話

佐藤 光生  
大銀杏散り敷きてより空深む  
岡田まさし

### 交通事故発生状況

H7.1.1~2.5

発生件数 3件  
死者数 1名  
傷者数 6名

### おんじゆく119

1月中

火災件数 0件  
救急件数 24件  
交通事故 5件  
病急その他 15件  
内訳 4件

落葉舞ふ風囲ひして窠休む

吉田 子陽

海欒に似て流木の冬ぬくし

鶴岡 徳治

枝折戸の向う鳴る海石蓀は黄に

猪鼻 とき

柚道の真ん中にある焚火跡

伊藤 信雄

北風に人細りゆく曲り角

嵯峨 通恵

どの山も目を引きつける照紅葉

滝口 こう

大根引き婆のちからの有りつ

たけ

大森 和子

冬日向老舗格子の幾何模様

石井 たま

あらまきに添へしいとこの走り書

大谷 伸

事多き師走の月も半ば過ぎ

星野 倭子

ざくろの実ルビーの如くかがやけり

中島 英一

水仙の咲き揃ひるる町に住む

松本 勝哉

野菊咲くおせんころがし尋ねけり

田辺 致孝

庭落葉掃く手休めて空を見る

土井 久恵

枯芦のなほ枯れてゆく沼の風

岩瀬 京子

短日の農婦小さく遠ざかる  
海一望にして民宿の爛熟く

石田ゆき緒

## ご存知ですか

## 乳幼児医療費扶助制度



乳幼児医療費扶助制度の該当入院日数は次のとおりです。

●乳児(一歳未満)——一日以上の入院

●幼児(一歳～小学校就学前)——七日以上の入院

この乳幼児医療費の扶助は、保険適用部分について支給され、所得等による制限があり、退院後二年間請求ができます。

▼問い合わせ先 保健センタ

1 ( ☎ 68-2511 )

# 保 健 事 業

事業名	期 日	場 所・時 間 など
のびのび教室	3月14日(火) 4月4日(火)	保健センター 9:30~11:30
乳 児 相 談	3月14日(火) 4月11日(火)	保健センター 13:30~15:00
3種混合1期初回①A	4月3日(月)	保健センター 13:00~13:30(受付)
ポリオ(予備)	4月4日(火)	保健センター 13:00~13:30(受付)
布施健康相談	4月6日(木)	新久井青年館 9:30~11:30
岩和田健康相談	4月7日(金)	岩和田青年館 9:30~11:30
胃 部 集 団 検 診	4月10日~17日 (日曜日を除く)	各地区にて実施 (詳細はお知らせ版に掲載)

## ● 健康ワンポイント ●

平成7年度の保健衛生事業予定は、3月中旬に「わが家の食生活カレンダー」に載せて各世帯に配布します。

乳幼児の予防接種は、予防接種法および結核予防法の改正により、7年度から接種の時期が変更になっているものがあります。

また、定期健康相談や健康診査・検診においては日程が変更される場合がありますので、カレンダー、広報、防災行政無線、個人通知等でお確かめください。

「わが家の食生活カレンダー」には、季節の食材を使ったヘルシー料理が紹介されています。その他、毎日の歩数記録や体重を記入するなど、皆さんの健康づくりにお役立てください。

町保健婦

## 犬の登録が

## 生涯一回になります

犬を飼っている皆さん、四月から犬の登録制度が変わります。

今までは毎年一回登録しなければなりませんでしたが、犬の寿命がのび、同じ犬を長期間飼うようになったことから、新しい登録制度は犬の所在を正確に把握しながら、飼い主の負担を軽くするために改正されます。

### ▼変更内容

毎年一回の登録が、新制度では犬を取得した際の一回だけ行えばよいこととなります。犬を取得した場合、三十日以内に登録を行い、その後は登録を行う必要はありません。

(四月以降登録の犬から適用)しかし、犬が死亡したときや犬の所在が変わったときなどは、三十日以内に犬の所在地を管轄する市町村に届け出てください。

なお、届け出をしなかった場合は三万円以下の罰金となる



### ▼注意事項

●平成六年度に登録をした方も、平成七年四月から実施される新制度でも登録を行ってください。

●犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけてください。

●犬の登録は生涯一回になります。狂犬病の予防注射は従来と変わりなく、毎年一回受けてください。

※今回の制度改正の内容ではありませんが、門標は門柱・家の出入り口等目につきやすいところに貼るようにしてください。

環境衛生課

### お誕生

おめでとございます



一月届 男二 女一 計三  
地区 出生児 保護者  
新町 阿部 佳弥 浩一郎  
岩和田 幸保 友果 優  
" 石井 奨人 博之

### お悔み申し上げます

一月届 男二 女五 計七  
地区 死亡者 年齢  
須賀 古市 イマ 84  
久保 熱田 輝子 86  
" 窪岡 けい 88  
六軒町 戀塚 瀧男 73  
岩和田 田村 おく 81  
上布施 古市 忠継 79  
御宿台 木村 鶴子 68

### 人 口

2月1日現在

#### 住民基本台帳

男 4,039 人  
女 4,402 人  
計 8,441 人  
世帯数 2,852 世帯

発行責任者 伊藤 治昌  
発行責任者 千葉県御宿町  
編集 総務課広報係  
電話 0470(68)2511